

令和7年度依存症早期介入・回復継続支援事業 募集要項

1 趣旨

大阪府は、依存症の本人やその家族等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、回復や社会復帰等に重要な役割を果たす自助グループや民間団体等（以下「民間団体等」という。）の強み・特性を活かした支援活動が府域において幅広く展開されるとともに、協働パートナーとしての支援の担い手を確保するため、「大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づく補助金を交付します。

2 補助金の対象となる事業等

（1）補助対象事業者

補助金の交付対象となる者は、O A C（大阪府内の関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及びその家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター）に加盟する機関、団体及び自助グループ（以下「補助対象事業者」という。）であって、次の①から③を全て満たすものとします。

- ①営利を目的とせず、大阪府内に事務を行う場所を有し、大阪府内で活動実績があること。
- ②明確な会計、経理を実施できる団体であること。
- ③宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員と関わりのある団体でないこと。

（2）補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は下図の事業区分（1）から（4）に該当するもののうち、民間団体等が「当事者性」や「専門性」を発揮して大阪府内で取り組むものであって、令和8年3月31日までの間に実施完了する事業とします。また、1団体につき応募は2事業までとし、2事業応募する場合は、申請書類を2つ作成のうえ、優先順位をつけて申請してください。

ただし、次の①から③のいずれかに該当するものを除きます。

- ①事業の大部分を外部委託する事業又は第三者への資金交付を目的とする事業
- ②営利を目的とした事業
- ③会員等団体構成員相互の共益、親睦を目的とした事業

事業区分	取組み例
(1) ミーティング活動	・ 当事者同士が体験を語り合う交流会 ・ 医師・精神保健福祉士などの専門職が当事者や家族とともに行う意見交換会 等
(2) 相談事業	・ 当事者が自身の体験をもとに応じる相談会 ・ 法律専門家による無料借金相談や医師等による無料医療相談 等
(3) 情報提供	・ 民間団体等やその支援活動等を周知するためのリーフレットやホームページ等の作成 ・ 債務整理に関する相談機関、費用、事前準備等をまとめた冊子の作成 等
(4) 普及啓発活動	・ 当事者や家族の体験談集等の発行 ・ 当事者や家族による体験をもとにしたシンポジウム 等

(3) 補助対象経費及び補助率

補助金の交付対象となる経費は、事業に直接必要な経費として下図の費目に該当するもののうち、補助対象事業期間中に経費支出が完了するもので、領収書等により支出の証明が可能であるものとします。また、補助率は一律 100%とします。

費目	内容
報償費	・ 外部の講師や出演等への謝礼
旅費	・ 講師、出演者等の実費相当の交通費、宿泊費
需用費	・ 事業実施に直接必要な消耗品費 ・ 啓発チラシ、リーフレット、冊子等の印刷費
役務費	・ 事業実施に要する通信・運搬費、保険料、手数料
使用料・賃借料	・ 会場使用料（付帯設備含む） ・ 車両等のレンタル料
委託料	・ 専門的な技術又は知識への委託 ・ 事業実施に必要な調査・システム開発等の委託

ただし、団体の維持管理・運営のための経常的な経費、人件費及び団体の構成員個人に帰属するような経費などは対象となりません。対象外経費の例は、次の①から④のとおりです。

<対象外経費の例>

①団体の維持管理・運営に関する経費

：事務所の家賃、光熱水費、団体内部の会議・研修会開催費等

②人件費

：団体構成員の人件費・手当等

※相談会の開催設営準備等、事業の実施に協力した者（スタッフ等）に支払う経費は「報償費」として補助の対象となります。

③団体構成員個人に帰属する経費

：学会・研修会の参加料、旅費等

④その他

：飲食代・食材費、共益的な会報等の印刷費等
団体役員への講演会謝礼（報償費）

(4) 補助額

1 件あたり上限 1,000 千円

(5) 補助対象事業期間

補助金の交付決定日から令和 8 年 3 月 31 日または事業完了日のいずれか早い日まで

(6) その他留意事項

○補助の対象として実施いただく事業は、その効果が、大阪府域に広くもたらされ、特定の個人・

団体又は地域のみには帰属することのないよう、実施手法等を工夫してください。

○各府省等が実施する国庫負担（補助）制度により、事業の全部又は一部について、負担若しくは補助されている経費については本事業の対象となりません。

○所要額は事業内容に即した見積としてください。

○経費については、社会通念上相応の単価を用い事業内容に照らして適切な人員数、回数、数量等を見込んで積算してください。

なお、その理由や積算の考え方などを記した書面を実施計画書に添付してください。

3 申請方法等

（１）提出書類

①大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業補助金の交付申請について（様式１）

要件確認申立書（様式１－２）

暴力団等審査情報（様式１－３）

②大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業計画書（別紙２）

③大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業経費内訳書（別紙３）

④定款、寄附行為、会則又はこれに代わるもの

⑤団体概要（別紙４）

⑥前年度の事業報告書

⑦前年度の決算書類（収支決算書、貸借対照表等）又はこれに代わるもの

⑧その他事業内容の説明に必要な資料

※複数の事業区分に応募される場合、事業区分ごとに提出書類一式を提出してください。

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

（２）受付期間＜二次募集＞

令和７年６月４日（水）９時～令和７年６月２０日（金）１７時３０分

（３）提出方法

行政オンラインシステムで提出してください。

【行政オンラインシステムはこちら】

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/4db6ade4-ccd2-4e77-bb68-951b67851cc3/start>

※行政オンラインシステムに関する質問受付は、令和７年６月２０日（金）１２時まで。

（４）問い合わせ先

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 依存症対策グループ

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目１番２２号

電話：06-6941-0351（内線 4171）

E-mail：chiikihoken-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

4 補助金の交付決定

大阪府地域保健課にて事業内容の書面審査を行い、申請のあった事業について、予算の範囲内で交付決定を行います。交付決定にあたっては、個別に事業内容の確認のため、ヒアリングをさせていただくことがあります。

(1) 選定基準

交付決定にあたっては、以下の選定基準を重視し、総合的に評価します。

選定基準	
当事者性・専門性	・行政では担うことが困難な団体の「当事者性」や「専門性」を発揮した取組みとなっているか。
広域性	・支援活動が府域において広く展開されるよう事業手法等を工夫しているか。
府施策との整合性	・府の施策（計画）と整合性がとれているか。
事業効果	・課題解決のため、適切な目標を設定しているか。 ・事業内容やスケジュールに具体性があり、持続的な効果が見込めるか。
実現可能性	・事業実施に必要な組織・体制・予算を確保しているか。 ・事業実施の手法や経費の見積が適切であるか。

そのほか、選定にあたっては、一次募集において、令和7年度依存症早期介入・回復継続支援事業費補助金の交付を受けていない団体を優先して決定します。また、申請額の一部のみの交付となる場合があります。

(2) 補助金の交付決定通知

①交付決定の結果については、申請のあった全ての団体に対して文書にて通知します。

なお、決定結果の個別理由については、お答えしません。

②補助金の交付決定日以後、補助事業を開始することができます。

(3) 補助金の交付

大阪府は、補助対象事業者から提出された事業実績報告書をもとに、交付すべき補助金の額を確定させ、補助対象事業者に通知したうえで、補助金を交付します（口座振替による精算払い）。

5 スケジュール＜一次募集＞

交付申請	令和7年6月4日（水）～令和7年6月20日（金）
交付決定	令和7年7月上旬
事業実施期間	交付決定日～令和8年3月31日（火）
事業実績報告の提出及び精算	事業完了日の翌日から起算して30日を経過した日または、令和8年4月10日（金）のいずれか早い日まで

6 問い合わせ先

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 依存症対策グループ 担当：吉原

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号

電話 : 06-6941-0351 (内線 4171)